パブリックコメント（意見募集）

石狩市税条例の改正について

令和６年７月１日から７月３１日まで

石狩市役所 財政部 税務課

1 概要

地方税法が改正されたことに伴い、石狩市税条例（昭和29年条例第20号）の一部について改正が必要となりました。

改正が必要となったものの中に、固定資産税の特例措置（通称・わがまち特例）を定める規定がありますが、これは自治体の特殊性などを基に自主的判断により税率等を定めるものであることから、石狩市市民の声を活かす条例に基づき、皆様の意見をお伺いするものです。

2 地方税法の改正内容

再生可能エネルギー発電設備のうちバイオマス発電に係る特例措置

再生可能エネルギー（太陽光・水力・風力・地熱・バイオマス）発電設備については、国のエネルギー計画において導入が促進されています。

しかし、その初期投資や施設維持などに莫大なコストがかかるものでもあるため、新設後３年間の固定資産税を軽減するという税制面の優遇措置が執られています。

今回の地方税法の改正では、それら再生可能エネルギー発電設備の中で、出力が10,000kw以上20,000kw未満のバイオマス発電設備のうち、木竹由来のもの又は農作物の収穫で生ずるバイオマスを電気に変換する設備について、これまでの区分から分けて、特例割合を「<u>７分の６を参酌して</u>、１４分の１１以上１４分の１３以下の範囲内において市の条例で定める割合」にすると規定されました。

【特例割合（参酌割合と可能範囲）の見直し】

現行				改正後		
区分	参酌割合	可能範囲		区分	参酌割合	可能範囲
10,000kw未満	1/2	1/3～2/3		10,000kw未満	1/2	1/3～2/3
10,000kw～20,000kw	2/3	1/2～5/6	➡	10,000kw～20,000kw	2/3	1/2～5/6
				10,000kw～20,000kwかつ、木竹・農作物残渣使用設備	6/7	11/14～13/14

※特例割合は課税標準に乗ずる割合であり、割合が大きいほど軽減が小さい。

３ 根拠法令

地方税法附則第15条第25項第２号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第３項第６号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であって、令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の２の規定にかかわらず、当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(2) 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）で第４号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであって総務省令で定めるもの　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に７分の６を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第389条の規定の適用を受ける場合には、７分の６）を乗じて得た額

４ 石狩市税条例の改正内容

固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例の趣旨を踏まえて検討した結果、本市においての特殊性や考慮すべき事柄等について特に勘案すべき状況はなく、参酌割合（国が標準とする割合）以外とする特段の理由はないため、国が示す参酌割合と同じ割合の**「７分の６」**とします。

５ パブリックコメント後の流れ

このパブリックコメントによる手続きを経て、令和６年９月開催予定の石狩市議会に石狩市税条例の改正案を提案する予定をしています。